

短期入所協力事業の概要

背景・必要性・概要

介護者の病気・各種行事や介護休養等の際に、在宅で療養生活を送る自動車事故により重度後遺障害を負われた方が安心して短期入所を利用することができるよう、平成25年度より国土交通省において、積極的に短期入所の受入れを行う障害者支援施設等を「協力施設」として指定し、短期施設の受入体制の整備・強化に係る経費を補助する制度。**令和5年度より重点支援施設制度を創設。短期入所利用時における医療行為への対応力向上や短期入所の利用促進を図る。**

短期入所協力事業

短期入所協力施設

補助対象 「短期入所協力施設」として指定した障害者支援施設等

補助内容

- ① 入所施設支援費
- ② 利用促進等事務費
- ③ 感染症予防対策費



補助率

補助上限額

- | | |
|--|---------------|
| ① 定額, 3/4, 1/2, 1/4 | 400万円～800万円 |
| ② 定額 (①は介護料受給者の利用割 (介護料受給者の直近の受入実績
③ 1/4 合に応じて補助率が変動) | に応じて補助上限額が変動) |

重点支援施設

補助対象 「短期入所協力施設」のうち、喀痰吸引等の医療的ケアを実施できる施設として選定した重点支援施設

補助内容

- ① 入所施設支援費
- ② 利用促進等事務費
- ③ 感染症予防対策費
- ④ 人材雇用費
- ⑤ 求人情報発信費



補助率

補助上限額

定額

1,000万円

(すべての補助メニューに係る支援の総額)

短期入所協力施設

在宅重度後遺障害者の短期入所を行う障害者支援施設であり、短期入所サービス（入浴、排泄及び食事等の介護）を受けられるもの。

重点支援施設

短期入所協力施設のうち、医療的ケアが必要な者への夜間における対応に取り組む意欲のある協力施設を重点支援施設として選定、短期入所利用時における医療行為への対応力向上を図るもの。

※受入対象者は、(独)自動車事故対策機構に認定された介護料受給資格者(特I種、I種、II種)。

※入所期間は、原則1回あたり2日以上14日以内(1年間に複数回の利用可)。

重点支援
施設
協力施設

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
協力施設	8施設	28施設	47施設	71施設	92施設	107施設	127施設	136施設	137施設	139施設(5)

※()は重点支援施設で内数